

# 第1章 安心して子どもが健やかに 生まれ育つ環境づくり

## 第1節 児童の健全育成

次代を担う児童の心身の健やかな成長は極めて重要であり、近年、少子化、核家族化の一層の進行、家庭環境の変化に伴い、家族や地域における児童養育の低下等、児童を取り巻く生活環境は悪化する傾向にあります。

このため、児童館・児童センターの充実を図るとともに、学童保育については、地域の特性を活かしながら1小学校区に1施設を目標に整備を進め、かつ、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業を展開しながら児童福祉の増進に努めています。

### 1 児童館・児童センター

子どもに健全な遊びを与え、情操豊かな明るい子に育てるための児童厚生施設として、市内に7か所の児童館・児童センターがあります。いずれも、市直営施設で、専門職員（児童指導員）を中心に遊びの指導をしています。

また、各館で年間を通して、大きく母と子の活動や学童向け活動などに分け、「幼児グループ」をはじめ、「にこにこサロン」、「あそびの広場」等さまざまな事業を行っています。

#### (1) 児童館・児童センター施設一覧

名 称	施 設 内 容	住 所	開設年月
駒木台児童館	遊戯室・図書室・集会室	駒木台 221-3	昭和52年4月
江戸川台児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	江戸川台東 1-251	昭和53年4月
思井児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	思井 79-2	昭和54年4月
向小金児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	向小金 2-192-2	昭和55年4月
十太夫児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	十太夫 104-5	昭和57年4月
野々下児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	野々下 2-709-3	昭和59年4月
赤城児童センター	遊戯室・図書室・体育室	流山 8-1071	昭和63年4月

(2) 児童館・児童センター活動状況(平成18年度)

集団指導参加者数・任意利用者数

単位：人

区 分	就学前 児童		小 学 生		中 学 生	その他		ボラ ンテ ィア 活動	合 計	
	集団	任意	集団	任意	任意	集団	任意	集団	集団	任意
駒木台児童館	2,651	5,578	542	2,603	41	2,364	4,871	31	5,588	13,093
江戸川台児童センター	3,642	4,373	1,807	6,722	1,333	3,477	4,560	206	9,132	16,988
思井児童センター	2,525	1,709	1,839	7,415	279	2,373	1,867	131	6,868	11,270
向小金児童センター	4,211	1,682	2,914	9,971	218	3,890	1,812	83	11,098	13,683
十太夫児童センター	1,908	1,241	1,632	5,177	416	1,854	2,896	22	5,416	9,730
野々下児童センター	1,956	1,975	1,947	6,612	268	2,018	2,663	84	6,005	11,518
赤城児童センター	3,682	1,650	2,147	6,351	83	3,494	1,436	52	9,375	9,520
合 計	20,575	18,208	12,828	44,851	2,638	19,470	20,105	609	53,482	85,802

2 地域子育て支援センター

子育てに対する身体的、心理的負担が増大している今日、交流の場の提供や育児不安の解消、子育ての指導などの相談に応じる施設です。

(1) 公立

(平成18年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面 接 相 談 ( 要 予 約 )		子ども数 (人)	親 子 (組)
	利用日・時間	件数(件)	利用日・時間	件数(件)		
流山市地域子育て支援センター ゆうゆう	月～金 9:00～16:00	59	月～金 13:00～16:30 (要予約)	5	5,536	4,596

## (2) 私立

(平成18年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面 接 相 談 ( 要 予 約 )		子どもの数 (人)	親 子 (組)
	利用日・時間	件数(件)	利用日・時間	件数(件)		
小山保育園子育て支援センター	月～金 9:00～16:00	122	月～金 13:00～ 15:00 (要予約)	116	1,013	962
地域子育て支援センターずくぼんじょ(松の実保育園)	月・木・金 9:00～16:00	1	月・木・金 9:00～16:00 (要予約)	14	729	627
西平井子育て支援センター	月～金 9:00～16:00	1	月～金 9:00～16:00 (要予約)	10	992	1,230
子育て支援センターかるがも(かやのき保育園)	火 9:30～16:00	14	月～金 9:30～16:00 (要予約)	50	3,201	2,599
地域子育て支援センターアゼリア(みやぞの保育園)	月～金 8:00～17:00	0	月～金 8:00～17:00 (要予約)	12	641	487
地域子育て支援センターわらしこ(流山わらしこ保育園)	月～金 9:30～12:00 13:30～16:00	7	月～金 9:30～16:00 (要予約)	141	1,401	1,195
地域子育て支援センター(南流山聖華保育園)	月～金 9:30～12:00 13:30～16:00	0	月～金 9:30～16:00 (要予約)	1	2,294	2,130

### 3 学童保育所

学童保育所は、概ね小学校1年から3年の児童がいる家庭で、保護者が共働きなどの理由で、下校後の家庭保育ができない場合に、児童をあずけることができる施設です。

(平成18年度)

名 称	学 校 区	定 員 (人)	年間延入所 児童数(人)	運営費補助金 (円)
たけの子ルーム	向小金小学校区	44	381	3,629,815
ちびっこクラブ	流山北小学校区	40	479	3,597,035
ひよどり学童クラブ	長崎小学校区	40	383	6,948,000
そよかぜ学童クラブ	八木南小学校区	30	206	
山びこルーム	小山・八木北小学校区	50	422	3,790,895
あすなる学童クラブ	南流山小学校区	50	656	4,218,960
ひまわり学童クラブ	鱧ヶ崎小学校区	40	461	3,751,700
たんぽぽ学童クラブ	西深井小学校区	40	375	3,613,272
もりのいえ学童クラブ	東深井小学校区	55	619	4,196,927
おおぞら学童	流山小学校区	45	663	5,458,105
つくしんぼ学童クラブ	新川小学校区	30	364	4,194,455
あずま学童クラブ	東小学校区	40	558	4,072,615
江戸川台学童クラブ	江戸川台小学校区	60	619	4,096,718
西初石子どもルーム	西初石小学校区	50	618	4,141,600
合 計		614	6,804	55,710,097

### 4 流山市ファミリー・サポート・センター

育児の援助が必要な人(利用会員)と、育児の援助ができる人(提供会員)からなる会員組織で、その会員相互による育児の援助活動を行っています。

ファミリー・サポート・センター活動状況(平成18年度)

(平成19年3月末現在)

登録会員数(人)		活動内容	回数
利 用 会 員	349	保育所・幼稚園・小学校及び学童保育所の送迎等	2,543
提 供 会 員	172	子どもの病気時	42
両 方 会 員	17	保護者等の買い物・外出・病気・その他急用時等	44
合 計	538	その他	315
		合 計	2,944

## 5 子どもショートステイ

18歳未満の児童を対象に、保護者が病気等により養育が困難となった時、児童を児童養護施設に一時保護します。

平成18年度

登録件数		利用件数(延べ)	
世帯	登録児童数(人)	日帰り(日)	宿泊(日)
17	19	22	4

## 6 子どもの遊び場

子ども達が健やかに成長できるよう、子どもの遊び場の整備に努めています。

平成19年3月31日現在

子どもの遊び場	箇所数	延面積(m <sup>2</sup> )
	18	29,000.67

## 7 知的障害児通園施設(つばさ学園)

心身の発達に心配や遅れのある児童が保護者のもとから通い、社会に適応するために、必要な生活、学習、運動等の指導を行う施設です。

### 通園指導

- 1 家庭との連携 児童の生活リズム、児童に対する働きかけを面接や連絡帳で行います。
- 2 基礎運動 児童の身体機能を育てるため、寝返り、腹這い等により基本的な運動能力を育てます。
- 3 あやし・ゆさぶり 児童と保護者とのやりとりを通して、情緒の安定や遊びの基礎を育てます。
- 4 自然・音楽・ことば・絵画・体育・生活 6領域から、遊びや課題活動に取り組みます。

### 療育相談室

随時、電話での相談や予約による面接相談、小児科医、小児神経科医、児童精神科医の診察、心理相談員による心理発達検査を行います。

また、グループ指導や市内保育所、幼稚園の巡回指導を行います。

### 外来療育

年齢や状態に応じて週1回、母子指導を行います。また、理学療法士によるPT訓練も実施します。

つばさ学園通園児・進路状況

( 1 ) 通園児の状況

区 分		平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
		知的	重複	合計	知的	重複	合計	知的	重複	合計
男	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	3	1	4	4	0	4	4	0	0
	4歳	1	2	3	3	0	3	8	0	8
	5歳	8	0	8	1	0	1	2	1	3
	6歳以上	0	0	0	1	1	2	2	0	2
	小 計	12	3	15	9	1	10	12	1	13
女	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	4歳	2	3	5	0	0	0	1	1	2
	5歳	2	0	2	2	0	2	2	1	3
	6歳以上	0	0	0	2	3	5	3	0	3
	小 計	5	3	8	4	3	7	6	2	8
合 計		17	6	23	13	4	17	18	3	21

( 2 ) 進路状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
継続通園	11	8	11
普通学級	0	0	0
特殊学級	6	0	1
養護学級	3	8	3
幼稚園・保育所	2	1	5
その他	1	0	1
合 計	23	17	21

## 8 幼児ことばの相談室

言葉の遅れ、発音、難聴、吃音などの、ことばに問題をもつ就学前の幼児に対して、その問題が改善又は、軽減するように相談指導及び訓練を行っています。

### (1) 相談指導日数等の概要

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
相談指導日数(日)	209	214	213
延相談指導件数(件)	978	829	983
1日平均件数(件)	4.7	3.9	4.6

### (2) 受付児童の措置

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
前年度からの継続指導	18	12	17
新規面接後指導開始	8	22	20
新規面接後指導不要	11	5	10
合 計	37	39	47

### (3) 指導児童の動向

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
完治終了	4	4	6
転居等の退室	2	3	2
他機関移行(特学・言語・養護)	17	15	17
次年度に継続	12	12	12
合 計	35	34	37

### (4) 指導児童の主訴的内訳

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ことばの遅れ	21	18	23
発音異常(構音障害)	5	9	10
難聴	1	2	0
吃音	8	5	4
合 計	35	34	37

## 第2節 保育サービス体制の充実

### 1 要保育児童の状況

平成19年4月1日現在、市内の就学前児童(0~5歳)の数は、8,311人でこれらの児童のうち、両親が共働きの家庭や、母子・父子家庭など日中保護者に代わって保育する必要のある児童(要保育児童)は、およそ19.40%(1,612人)と推定されます。

### 2 入所児童数の推移

平成19年4月1日現在、市内の保育所に入所した児童は1,659人(うち管外受託112人)で、これを年齢別にみると、4歳以上児が43%を占め、3歳児20%、3歳未満児が37%となっています。この他、市が他市町村の保育所に入所の依頼(管外入所委託)をした児童の数は65人です。

入所申請数と入所児童数の推移(管外入所委託を除く)

単位：人(各年度4月1日現在)

区 分	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
申請者数	778	742	1,520	781	865	1,646	756	948	1,704
入所者数	766	732	1,498	765	846	1,611	736	923	1,659

年 齢 別 入 所 児 童 数 (管外入所委託を除く)

単位：人(平成19年4月1日現在)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	16	94	116	147	182	181	736
私立	63	161	168	189	174	168	923
合 計	79	255	284	336	356	349	1,659



### 3 保育内容

#### (1) 時間外保育

保護者の勤務形態の事情により、下記の時間帯で時間外保育を行います。

ア 公立保育所 月～土(7時～8時・16時～19時)

イ 私立保育園

- ・なかよし保育園 月～土(7時～8時・16時～19時)
- ・小山保育園 月～金(7時～8時・16時～19時) 土(16時～18時30分)
- ・八木北保育園 月～金(7時～8時・16時～19時) 土(16時～17時30分)
- ・松の実保育園 月～金(7時～8時・16時～18時30分) 土(16時～17時30分)
- ・西平井保育園 月～土(7時～8時・16時～19時30分)
- ・かやの木保育園 月～金(7時～8時 21時) 土(16時～18時30分)
- ・みやぞの保育園・南流山聖華保育園 月～土(7時～8時・16時～22時)
- ・流山わらしこ保育園 月～金(7時～8時・16時～22時) 土(16時～19時)

#### (2) 乳児保育

近年、女性の社会進出の増加や就労形態の変化に伴い、当市では、公立保育所(美田保育所を除く)は生後6か月から、私立は、産休明けから保育を実施しています。

#### (3) 子育て電話相談

社会情勢の変化の中で、家庭における幼児のしつけ・遊び等、保育面での電話相談に応じえています。

場 所 平和台・江戸川台・向小金保育所・地域子育て支援センターゆうゆう(長崎保育所内)・小山・八木北・西平井・松の実・かやの木・みやぞの・流山わらしこ・南流山聖華保育園

#### (4) 病後児保育

児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に一時的にお預かりし、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

場 所 流山わらしこ・南流山聖華保育園

#### (5) 統合保育

保育所入所要件のない家庭の障害児に対して、集団保育を実施することにより、保護者の子育て支援及び児童の福祉の増進を図ります。

場 所 中野久木保育所

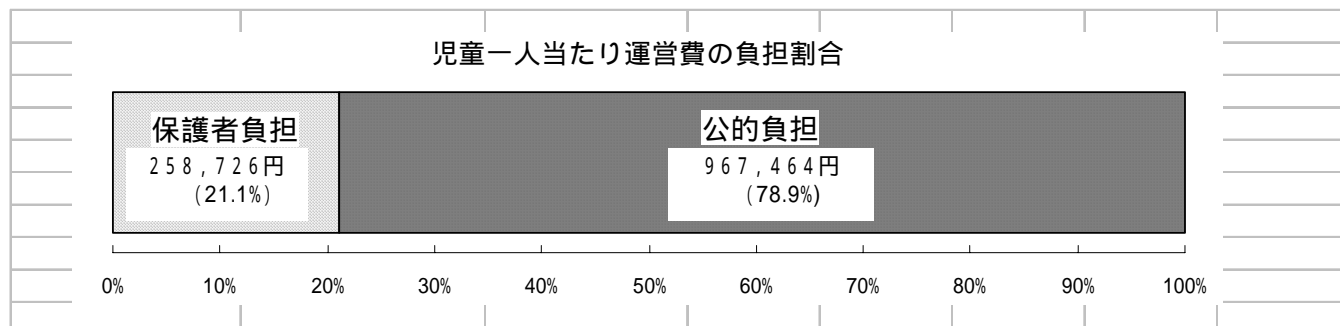
## 4 市内保育所一覧

(平成19年4月1日現在)

区分	保育所名	所在地	定員	開設年月日	電話	育児相談
公立	中野久木保育所	中野久木 373	120	S30.6.1	7152-0921	
	平和台保育所	平和台 2-6-3	180	S40.4.1	7158-1424	7158-1435
	江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	120	S40.4.1	7152-0611	7152-0648
	美田保育所	美田 69-420	70	S45.4.1	7152-7106	
	名都借保育所	名都借 289	70	S46.4.1	7144-1228	
	長崎保育所	長崎 2-561	90	S48.4.1	7144-7886	7144-7926
	向小金保育所	向小金 3-102-1	90	S50.6.1	7174-5217	7174-8853
	東深井保育所	東深井 177-2	120	S52.4.1	7154-6025	
私立	なかよし保育園	南流山 7-5-1	120	S49.4.1	7158-5500	
	小山保育園	十太夫 99-4	90	S51.4.1	7154-2448	7156-8011
	八木北保育園	駒木台 118-1	90	S55.4.1	7152-0504	左に同じ
	松の実保育園	名都借 464	90	S55.4.1	7145-4312	7141-6068
	西平井保育園	西平井 588	70	S56.4.1	7159-7473	左に同じ
	かやの木保育園	大畔 198	60	H13.4.1	7159-2700	7159-2813
	みやぞの保育園	宮園 2-8-15	80	H15.4.1	7159-2954	左に同じ
	流山わらしこ保育園	加 4-12	70	H16.4.1	7150-2654	左に同じ
	南流山聖華保育園	南流山 2 29 4	120	H17.7.1	7159-3401	左に同じ

## 5 保育所の運営費

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育の多様化、複雑化に伴い年々増加傾向にありましたが、経費節減等の経費努力により入所児童1人当りの年額が1,226,190円となり、前年度に比べ若干減少することとなりました。その負担割合は、下記のようになります。



### 運営費負担割合の推移

単位：千円

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
管理運営費		1,983,448	1,992,558	2,067,254
(%)		100.0	100.0	100.0
財 源 内 訳	保護者負担金	363,436	415,022	435,719
	(保育料)(%)	18.3	20.8	21.1
	公的負担	1,620,012	1,577,536	1,631,535
	(%)	81.7	79.2	78.9

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
年間延入所児童数(人)	18,143	19,418	20,231
児童1人当たり運営費(年額:円)	1,311,877	1,231,368	1,226,190

## 6 保育料

流山市保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額:円)				
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0		
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		1,500	1,000	1,000
C 1		均等割の額のみ		8,500	5,800	5,800
C 2		所得割の額が5,000円未満		10,100	7,800	7,800
C 3		所得割の額が5,000円以上		11,900	9,400	9,400
D 1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満		13,400	11,000	11,000
D 2		3,000円以上	17,000円未満	14,800	12,500	12,500
D 3		17,000円以上	25,000円未満	16,300	14,100	14,100
D 4		25,000円以上	34,000円未満	19,100	16,700	14,500
D 5		34,000円以上	51,000円未満	22,100	19,800	14,900
D 6		51,000円以上	72,000円未満	24,900	23,000	15,300
D 7		72,000円以上	76,000円未満	27,800	25,800	15,900
D 8		76,000円以上	84,000円未満	29,900	26,300	16,300
D 9		84,000円以上	101,000円未満	31,800	26,800	16,900
D 10		101,000円以上	118,000円未満	33,900	26,900	17,400
D 11		118,000円以上	146,000円未満	36,700	27,000	18,000
D 12		146,000円以上	163,000円未満	39,800	27,100	18,500
D 13		163,000円以上	180,000円未満	42,700	27,200	19,000
D 14		180,000円以上	197,000円未満	45,900	27,500	19,600
D 15		197,000円以上	214,000円未満	48,700	27,700	20,100
D 16		214,000円以上	236,000円未満	51,700	27,900	20,700
D 17		236,000円以上	270,000円未満	54,500	28,100	21,300
D 18		270,000円以上	304,000円未満	57,200	28,400	21,800
D 19		304,000円以上	459,000円未満	59,900	28,600	22,300
D 20		459,000円以上	608,000円未満	61,200	28,900	22,900
D 21		608,000円以上	810,000円未満	62,300	29,100	23,400
D 22		810,000円以上	1,485,000円未満	63,300	29,400	24,000
D 23		1,485,000円以上		65,000	30,000	24,800

注1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2及びC 3の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD 1からD 2 3までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

（1）所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

（3）租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第9号）附則第18条

3 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。

4 BからD 2 3までの階層の世帯において、2人以上の児童が保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（修学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）に入所又は入園している場合における2人目以降の児童に係る保育料の月額、この表に定める保育料の額にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額（10円未満の端数は、全額を切り捨てた額）とする。

（1）2人目の保育料の額 基準額×1/2

（2）3人目以降の保育料の額 基準額×1/10

## 7 私立保育所に対する助成

流山市では、公・私立保育所の格差是正、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して各種の助成制度を設けています。

### 私立保育所各種助成 (平成19年4月1日現在)

助成項目	助成の内容
民間保育士給与改善事業	私立保育所の保育士の定着を図り、私立保育所の安定した運営を確保するために、職員の給与改善に要する経費
一時保育促進事業	千葉県知事が承認した私立保育所が、一時・特定保育事業を実施するために要する経費
地域子育て支援センター事業	千葉県知事が承認した私立保育所が、地域子育て支援センター事業を実施するために要する経費
予備保育士設置事業	定員60人以上の私立保育所であって、保育士の労働条件の改善及び保育内容の充実を目的として保育士定数を超えて設置する保育士に係る経費
保育向上保育士設置事業	予備保育士を設置している保育所であって、保育士定数を超えて設置する保育士に要する経費
完全給食実施事業	完全給食を実施するために、調理員等定数を超えて設置する調理員等又はその他の職員及び材料費、炊具食器費、光熱水費等に係る経費
延長保育促進事業	私立保育所が、次世代育成支援対策交付金に係る延長保育促進事業を実施するために要する経費
産休明け保育実施事業	あらかじめ年度当初から担当保育士等を配置し、産休明け保育を実施するため保育士定数を満たして設置する保育士及び準保育士に係る経費
障害児保育対策事業	障害児を保育するために要する経費
障害児保育実施事業	障害児を保育するために要する経費
保育所地域活動事業	私立保育所が、次世代育成支援対策交付金に係る創意工夫ある取組みに要する経費
保育所分園推進事業	千葉県知事が承認した私立保育所が、待機児童解消促進事業を実施するために要する経費
児童災害共済加入事業	独立行政法人 日本スポーツ振興センター納付金に要する経費
賠償責任保険加入事業	賠償責任保険料に要する経費
保育所整備費借入金利子補給事業	施設整備等の理由で融資を受け、県の利子補給で補えない部分についてその2分の1を補助する。
保育所施設整備補助事業	1 対象事業 国交付金対象事業 2 対象経費 工事費又は工事請負費及び工事事務費 3 助成額(国交付金対象事業) 補助対象経費 国交付金基礎基準額×1/2

## 第2章 高齢者や障害者が生き生き暮らせる社会づくり

### 第1節 生きがい対策の推進及び社会参加の促進

#### 高齢者施策

##### 1 老人クラブ

会員相互の親睦を図りながら、教養の向上、健康の増進を行います。レクリエーションなどにより、地域社会との交流等の活動を通して、生活を豊かで生きがいのあるものにするため、おおむね60歳以上の地域の方々によって組織される団体です。

老人クラブ数内訳及び加入率等 (平成19年4月1日現在)

ク ラ ブ 数					会 員 数 (人)		
30人未満	30人以上 50人未満	50人以上 101人未 満	101人 以上	合 計	会員数 合 計	1クラブ 会員数	60歳以上 加 入 率 (%)
5	43	29	2	79	3,986	50	10.00

#### 老人クラブ数、会員数及び補助額

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
クラブ数	79	80	79
会員(人)	4,265	4,146	3,986
補助額(円)	5,280,000	5,781,000	5,287,000

##### 2 敬老事業

市内に居住する次の方々には敬老祝金を贈呈しています。

対象者	1人当たり支給金額(円)	対象者数(人)		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
100歳以上	50,000	26	24	26
99歳	30,000	5	12	14
88歳	20,000	285	268	253
77歳	10,000	827	875	985
市内最高年齢(歳)	男	101	102	103
	女	104	105	106

##### 3 敬老バス「さつき号」

「さつき号」は、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等に利用されています。

区分	老人クラブ				その他			
	日帰り		1泊		日帰り		1泊	
	回数	利用者 (人)	回数	利用者 (人)	回数	利用者 (人)	回数	利用者 (人)
平成16年度	21	798	27	922	22	919	3	110
平成17年度	20	726	16	531	38	1,578	4	73
平成18年度	33	1,193	19	639	31	1,233	1	40

#### 4 ゲートボール場の整備

高齢者の生きがい対策として、健康増進と地域交流を図ることを目的としてゲートボール場の整備を行っています。

ゲートボール場の整備状況 (平成19年3月現在)

設置年度	名 称	所 在 地	面数
昭和61年度	東部浄水場脇ゲートボール場	名都借 392	1
昭和62年度	東初石自治会館脇ゲートボール場	東初石 3-98-1	1
昭和63年度	老人福祉センター内ゲートボール場	東深井 986-1	1
平成元年度	南流山自治会館脇ゲートボール場	南流山 8-9	1
平成元年度	美田ゲートボール場	美田 69-369	1
平成2年度	東初石4号緑地いきいき公園内ゲートボール場	東初石 1-453-1	2
平成3年度	前ヶ崎自治会館脇ゲートボール場	前ヶ崎 581	1
平成4年度	金比羅公園ゲートボール場	西初石 1-25-2	1

#### 5 老人福祉センターの事業

健康で明るい生活を送ることができるように、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

##### 事業内容

- 1 教養講座の開催（陶芸、水墨画、手芸、民謡、園芸）
- 2 健康相談（毎週火・金曜日の午前10時から午後3時まで）
- 3 老人団体等の施設の利用及び送迎バスの運行
- 4 風呂の利用（午前10時から午後3時まで）
- 5 囲碁、将棋等のレクリエーション活動

#### 6 福祉保養所の利用助成

市内に居住する60歳以上の方又は心身障害者等の30人以上の団体が市指定の福祉保養所を利



用できます。また、利用者のうち要介護等認定者、障害者及びその介護者については、その経費の一部を助成します。

助成額 1人 1,500円(1年度につき1回)

福祉保養所の利用状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用団体数(団体)	32	17	10
利用者数(人)	920	598	433
助成者数(人)	920	54	54

## 7 ひとり暮らし高齢者の一日招待事業

65歳以上のひとり暮らしの方の交流を図るため、月1回老人福祉センター(ただし、4月、8月、1月を除く。)及び年1回日帰り旅行に招待しています。

## 障害者施策

社会参加や地域で自立した生活を求める障害者が増えていることから、在宅福祉充実のための各種事業を実施するとともに、主体的に社会的自立や社会参加を目指して活動する関係団体やボランティア団体等への支援を行っています。

### 1 福祉タクシー利用券の交付

重度の心身障害者（身体障害 1・2 級又は 1 種 3 級の下肢障害及び知的障害の重度）が福祉タクシーを利用した場合に、運賃の一部（利用券 1 枚につき 590 円）を助成しています。交付枚数は、月当たり 6 枚（人工透析者は、8 枚）です。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
交付者数(人)	996	1,121	1,094
利用枚数(枚)	31,619	33,021	32,058
助 成 額(円)	18,655,210	19,482,390	18,914,220

助成額は、基本料金（初乗り運賃）から心身障害者割引額を差し引いた額（590 円）を助成。

一人 1 か月 6 枚。腎臓機能障害 1 級で、人工透析者については 1 か月 8 枚支給。

自動車燃料費とのいずれか一方の選択です。

### 2 自動車燃料費の助成

重度の心身障害者が日常生活で自動車の運行を必要としている場合に、その自動車の燃料費（ガソリン又は軽油）を月 25 リットルを基準として助成しています。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
交付者数(人)	747	883	965
助 成 額(円)	8,814,450	9,951,950	10,707,550

ガソリン 1 リットル当たり 50 円、軽油 1 リットル当たり 30 円の助成。

### 3 在宅心身障害者一時介護料の助成

在宅で心身障害者を介護している保護者が、疾病等の理由により在宅での介護が一時的に困難となり、介護を介護人に委託した場合、介護料及び介護証明手数料の一部を助成します。

#### 助 成 状 況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人員(人)	39	41	77
延利用回数(回)	288	270	360

#### 4 身体障害者用自動車改造費の助成

身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹）1，2級所持者の自家用車の改造費用の一部（10万円限度）を助成しています。（平成17年度までは県の実施事業）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件			1
助成額			100,000

#### 5 グループホーム等入居者家賃補助

市内に所在する障害者のグループホーム、生活ホーム、ふれあいホーム入居者の家賃の一部を補助し障害者の社会的自立と社会参加を促進しています。（平成18年度開始）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人			23
助成額			1,722,000

#### 6 小規模作業所等家賃補助

市内に所在する心身障害者小規模作業所や精神障害者共同作業所の運営基盤を強化し、障害者の社会復帰及び社会参加を促進しています。（平成18年度開始）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件			4
助成額			2,133,320

#### 7 障害者団体

団 体 名	内 容	会 員 数
流山市身体障害者福祉会	研修・スポーツ大会等の実施及び参加、会報誌発行等によるPR活動、各種相談事業	128
流山市手をつなぐ親の会	障害者の働く店・生活ホームの運営 研修会・レクリエーション・バザー等の実施 会報誌発行等によるPR活動、相談事業の実施	133
心の泉会	研修会・講演会の実施 相談事業の実施	30
流山地域で生きる会	研修会・地域での支援活動の実施 相談事業の実施	20
流山市デフ協会	手話教室への協力・研修会・相談事業の実施	24
流山市自閉症児者親の会	講演会・勉強会・相談事業の実施	22

精神障害者家族会よつば会は、柏市、我孫子市、流山市の3市で組織。

助成額

単位：円

団 体 名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
流山市身体障害者福祉会	622,000	487,000	487,000
流山市手をつなぐ親の会	219,000	120,000	120,000
流山市デフ協会			200,000
流山市自閉症児者親の会			114,000

## 8 主なボランティア団体

団 体 名	内 容	会 員 数
手話サークル連絡協議会 水曜会 さつきの会 木の会 夢	手話の学習、研修会の開催 聴覚障害者に対する手話奉仕活動 聴覚障害者団体活動への協力	78
点訳奉仕会	障害者の働く店・生活ホームの運営 研修会・レクリエーション・バザー等の実施 会報誌発行等によるPR活動、相談事業の実施	17
千葉点訳学習会「てくの」	共同作業所運営、会報誌発行等によるPR活動 研修会・レクリエーション・バザー等の実施 相談事業の実施	13
流山市朗読グループ	広報ながれやま、県民だより、福祉だより等の音声化	36

助成額

単位：円

団 体 名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
手話サークル連絡協議会	74,500	74,500	74,500
点訳奉仕会	38,500	38,500	38,500

## 第2節 社会的自立の推進

### 1 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、これをこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

#### (1) 作業分野

技能を必要とする分野	ふすま張り、畳替え、ペンキ塗り、門扉の修理、大工仕事、植木手入れ、障子・網戸・クロスの張替え、家具・自転車修理
事務分野	一般事務、あて名書き、毛筆筆耕、受付事務
管理分野	福社会館管理、公民館管理、駐車場管理、自転車駐車場管理、マンション管理、屋外スポーツ施設管理
軽作業分野	建物屋内外清掃、公園清掃、除草、内職、植木散水
サービス分野	家事援助サービス等
折衝外交分野	水道検針、店員、チラシ配布
技術分野	自動車運転、料理講師、パソコン操作

#### (2) 会員の現状・年齢構成

(平成18年度)

区分	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳 以上	計
男(人)	0	60	187	152	53	10	462
女(人)	1	26	39	37	10	4	117
計(人)	1	86	226	189	63	14	579

#### (3) 事業実績内訳表

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受託件数	4,794	4,909	4,909
就業延人員	72,132	69,372	66,569
配分金(円)	254,513,621	247,937,834	232,552,792
材料費(円)	10,982,901	10,460,580	10,586,434
事務費(円)	24,982,623	24,401,813	24,048,960
合計(円)	290,479,145	282,800,227	267,188,186

## 2 心身障害者福祉作業所（さつき園）

在宅で、雇用されることが困難な 15 歳以上の身体障害者又は知的障害者の福祉的就労の場として、作業指導や日常生活訓練等を通して、通所者の自立支援を行っています。

### （1）通所者数

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
男	22	25	24
女	10	10	13
計	32	35	37

### （2）進路状況

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
継続通所	30	32	34
企業就職	0	0	1
施設移管	1	1	1
在宅退所	1	2	0
その他	0	0	1
合計	32	35	37

### （3）収入状況等

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
年間総収入額(円)	3,595,677	3,683,942	3,989,760
月平均収入額(円)	299,639	306,995	332,480
年間総労働時間	21,282	26,317	21,645
月平均労働時間	1,774	2,193	1,804
平均時間給(円)	168	140	184
平均月額賃金(円)	10,332	9,359	10,900
受注事業所数	3	4	7

### 3 障害者就労支援センター

障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、障害者が就労の場や機会を得られ、かつ、就労後の定着が図られるよう状況に応じた支援に努めています。

#### (1) 障害者就労支援センター利用実績

単位：人

項 目		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用者数		9	11	10
就労後支援利用者数		16	25	29
登録制利用者数		2	8	11
進路 状況	継続通所	4	3	3
	企業就職	4	7	7
	その他	1	1	0
	小 計	9	11	10
相談 者数	電話相談	19	24	69
	来所相談	15	39	189
	小 計	34	63	217

#### (2) 収入状況等

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
年間総収入額(円)	519,892	528,623	586,858
月平均収入額(円)	43,324	44,052	48,904
年間総労働時間	10,919	5,406	7,308
月平均労働時間	909	450	609
平均時間給(円)	47	97	80
平均月額賃金(円)	9,025	8,436	7,523
受注事業者数	1	1	2

#### 4 身体障害者福祉センター

18歳以上の身体障害者が通所して創作活動、軽作業、機能回復訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに、生きがいを高めていただくことを目的に運営しています。

##### 身体障害者福祉センター事業実施状況

単位：人

事業名		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		実施回数	延人員	実施回数	延人員	実施回数	延人員
創作活動	手芸講座	23	324	22	375	24	420
	カラオケ講座	24	281	22	227	23	272
	料理講座	7	45	8	58	6	22
	小計	54	650	52	660	53	714
機能回復訓練	リハビリ(理学)	48	396	46	558	46	534
	リハビリ(作業)	42	370	43	484	39	511
	音楽講座	23	271	24	269	24	309
	言語訓練	12	120	12	100	12	85
	小計	125	1,157	125	1,411	121	1,439
社会適応訓練	点字講座	40	99	40	167	40	162
	聴覚障害者日曜教室	2	16	1	5	1	14
	中途失聴者・難聴者の手話講習会					10	59
	パソコン講座					10	19
	小計	42	115	41	172	61	254
更生相談事業	更生相談	11	12	21	22	7	8
その他	点訳講座	36	401	36	275	36	265
	手話講座	40	1,027	40	359	40	796
	手話通訳養成講座	41	991	45	1,380	45	1,106
	要約筆記通訳養成	16	197	16	93	16	114
	点訳サークル	43	1,226	42	1,319	44	1,228
	視覚障害者卓球	10	129	11	153	11	189
	点字パソコン利用	205	248	159	252	108	108
	その他(部屋の貸出)	38	457	39	416	32	249
	小計	429	4,676	388	4,747	332	4,055
合計		700	6,610	627	7,012	574	6,470

#### 5 身体障害者更生援護施設支援



重度の身体障害者や常時介護を必要とする身体障害者について、自立のために施設に入所又は通所して指導や訓練等を受ける必要がある場合に、それぞれのニーズに見合う施設と障害者自身が契約を行い、指導や訓練等を受けて、自立の促進を図っています。

旧体系

(平成 18 年度)

施設の種類	施設名	入所延人員(人)	所在地
身体障害者療護施設	只越荘	12	宮城県気仙沼市
	誠光園	48	船橋市
	しあわせの里	12	鴨川市
	永幸苑	24	四街道市
	聖マリア園	12	旭市
	聖マーガレットホーム	9	匝瑳市
	ローゼンヴィラ壱番館	77	船橋市
	丹沢レジデンシャルホーム	12	神奈川県秦野市
	中伊豆リハビリテーション	12	静岡県伊豆市
身体障害者授産施設	カナン村	12	福島県いわき市
	町田荘	12	東京都町田市
重度身体障害者更生施設	リホープ	12	佐倉市
内部障害者更生施設	浅川園	12	東京都八王子市
身体障害者通所授産施設	第2いぶきの広場	6	松戸市
小計		263	

新体系

生活介護	第2いぶきの広場	6	松戸市
施設入所支援	国立伊東重度障害者センター	2	静岡県伊東市
施設入所支援	国立塩原視力センター	6	栃木県那須塩原市
施設入所支援	国立身体障害者リハビリテーションセンター	2	埼玉県所沢市
小計		16	
合計		273	

## 6 相談及び指導

身体障害者や知的障害者の日常生活や社会活動、自立更生や施設入所などに関する様々な相談や指導及び精神的な悩みのある方やその家族を対象とした専門医による相談を行っています。

### 相談・指導状況

#### (1) 身体障害者

(平成18年度)

区 分	相談実 人員 (人)	相 談 ・ 指 導 内 容						
		手帳	更生 医療	補装具	職業	施設	その他	合 計
相談件数(件)								
視覚障害	46	21	0	7	0	1	32	61
聴覚・平衡 機能障害	49	17	0	32	0	0	8	57
音声・言語・そ しゃく機能障害	3	2	0	0	0	0	2	4
肢体不自由	393	220	4	88	3	8	90	413
内部障害	347	124	29	99	2	1	122	377
合 計	838	384	33	226	5	10	254	912

#### (2) 知的障害者

(平成18年度)

区 分	相談実 人員 (人)	相 談 内 容						合 計
		施設	職 親	職 業	医療・ 保 健	生 活	その他	
相談件 数(件)	284	12	1	19	0	7	294	333

#### (3) 心の相談

(平成18年度)

区 分	相談実人員 (人)	相 談 内 容				合 計
		医 療	福 祉	生 活	その他	
相談件数(件)	40	38	0	2	0	40

## 7 知的障害者援護施設支援

知的障害者で、自立のために施設に入所又は、通所して指導や訓練等を受ける必要がある場合に、それぞれのニーズに見合う施設に指導や訓練等を委託して、自立の促進を図っています。

旧体系

(平成 18 年度)

施設の種 類	施 設 名	入所延人数(人)	所 在 地
知的障害者入所更生施設	琴似平和学園	12	北海道札幌市
	共働の家	6	北海道古平郡古平町
	さくら荘	12	茨城県守谷市
	大久保学園	48	船橋市
	山武みどり学園	12	大網白里町
	聖家族園	12	旭市
	小池更生園	19	八千代市
	みどり園	279	我孫子市
	袖ヶ浦福祉センター更生園	12	袖ヶ浦市
	まつぼっくり	2	松戸市
	沼南育成園	12	柏市
	豊四季光風園	12	柏市
	協和厚生園	12	富里市
	いすみ学園	12	いすみ市
	第2ひかり学園	12	香取郡多古町
	くすのき苑	84	野田市
	野田芽吹学園	12	野田市
コロニー雲仙更生寮	12	長崎県雲仙市	
知的障害者通所更生施設	しもふさ学園(分場たか)	5	成田市
	しもふさ学園(分場西の城)	7	成田市
	つつじ園	664	流山市
知的障害者授産施設	ながうらワークホーム	12	袖ヶ浦市
知的障害者通所授産施設	けやき社会センター	12	我孫子市
	ワークショップ・ペガサス	12	長崎県雲仙市
	ふなばし工房	10	船橋市
通勤寮	畑通勤寮	12	千葉市

新体系

施設入所支援	共働の家	6	北海道古平郡古平町
--------	------	---	-----------

## 第3節 保健医療福祉サービス体制の充実

### 高齢者施策

#### 1 高齢者生活管理支援サービス（生きがいホームヘルプサービス）

介護保険の認定で非該当となった65歳以上の方で、日常生活上支援が必要な高齢者に対し、自立した生活の継続と要介護状態への進行を予防するため、ホームヘルパーを派遣し、買物や清掃、又は外出時の援助などを行います。

〔利用手数料〕 1時間 154円

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用者数(人)	66	65	65
利用延時間(時間)	7,796.5	7,016.0	5,052.5

#### 2 高齢者等生きがい活動支援通所サービス（生きがいデイサービス）

介護保険の認定で非該当となった65歳以上の方及び60歳以上のひとり暮らしの方で家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により市内の民間施設を利用して日常動作訓練、教養講座、給食等のサービスを行い、ねたきりや要介護状態への進行を防止します。

〔利用料金〕 1回 556円 その他実費負担あり

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用者数(人)	22	34	28
利用延回数(回)	1,625	1,342	898

#### 3 高齢者外出支援サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ又はそれに準じる世帯の方で、一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、自宅から利用施設までの移動及び乗降時の介助を行います。

〔利用料金〕 片道 1回 230円

（30分以内で移動できる病院・介護保険施設等）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用者数(人)	72	74	74
利用延日数(日)	2,552	2,767	1,852

#### 4 高齢者訪問理美容サービス

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ又はそれに準じる世帯の方で、一般の理美容サービスを利用することが困難な方に対し、訪問による理容又は美容のサービスを提供します。

〔利用料金〕 訪問にかかる費用 無料

(理美容にかかる技術料等は、利用者の負担)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用者数(人)	55	41	36
利用延回数(回)	75	78	52

## 5 日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方に対し、給付又は貸与します。

(所得税額に応じた費用負担)

区分	種 目	対 象 者	給付額 (円)	実 績 ( 件 )		
				16 年度	17 年度	18 年度
給付	電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者	38,640	3	2	4
	緊急通報装置	ひとり暮らし高齢者	87,990	33	20	14
	火災警報器	ひとり暮らし高齢者	7,250	2	2	0
	自動消火器	ひとり暮らし高齢者	30,900	0	0	0
貸与	老人福祉電話	低所得のひとり暮らし高齢者		0	1	0

## 6 布団乾燥事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方又はねたきり高齢者がいる世帯において布団を乾かすことが困難な場合等について、使用している布団の消毒乾燥のサービスを月 2 回 (無料) 提供するものです。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用延人数(人)	467	447	382
実施回数(回)	926	868	634

## 7 養護老人ホームへの入所

65 歳以上の方で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、在宅において生活することが困難な場合には、養護老人ホームへ入所することができます。ただし、生計中心者の市民税が均等割以下の方に限ります。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入所人員(人)	19	14	16

## 8 訪問看護サービス事業

在宅で、看護、介護を必要とされる方で、主治医の指示を受けて看護師が直接訪問し、病状の

観察、身体の清潔、床ずれの手当て、リハビリなどの看護サービスを提供します。主治医やケアマネージャーと連携をとりながら適切な看護によって住み慣れた家庭や地域社会で、在宅療養ができるようお手伝いします。介護保険、医療保険を利用しサービスを提供します。

流山市訪問看護ステーションでは、看護に関する各種相談も随時受けています。

〔利用料金〕 各法令に基づいた費用負担

(平成18年度)

名 称	所在地	開設年月	電話 相談	面接相 談等
流山市訪問看護ステーション	平和台 2-1-2	平成 8 年 10 月	245	26

訪問看護利用状況

区分		平成 1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
介 護 保健	実 件数	34	38	28
	延 件数	1,170	1,149	915
医 療 保健	実 件数	12	16	13
	延 件数	391	388	451
合 計	実 件数	46	54	41
	延 件数	1,561	1,537	1,366

## 障害者施策

### 1 居宅介護（ホームヘルプ）

支援費制度の対象となる在宅の障害者（児）への福祉サービスで、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、知的障害者グループホームがあります。

#### （1）ホームヘルプサービス

日常生活を営むことに支障がある障害者（児）に対し、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、移動介護を提供します。 （平成18年4月～9月）

区分	サービス類型		利用実人員	延時間数
身体障害者	身体介護		22	4,137.5
	家事援助		12	1,173.5
	移動介護	身体介護を伴う場合	5	166.5
		身体介護を伴わない場合	10	1,119.5
	日常生活支援		5	1,644.0
知的障害者	身体介護		14	974.0
	家事援助		8	334.0
	移動介護	身体介護を伴う場合	13	139.5
		身体介護を伴わない場合	15	494.5
	日常生活支援		0	0.0
障害児	身体介護		4	141.0
	家事援助		0	0.0
	移動介護	身体介護を伴う場合	4	59.5
		身体介護を伴わない場合	2	180.5
	日常生活支援		0	0.0
精神障害者	身体介護		3	130.0
	家事援助		16	846.5
	移動介護	身体介護を伴う場合	0	0.0
		身体介護を伴わない場合	1	9.0

小 計	134	11,549.5
-----	-----	----------

(平成18年10月～平成19年3月)

居宅介護等	66	8,214.5
移動支援	46	2,073.0
小 計	112	10,287.5
合 計	246	21,837.0

## (2) デイサービス

在宅の障害者(児)に対し、通所により創作的活動、機能訓練等障害区分に適したサービスを提供します。

(平成18年4月～9月)

区 分	サービス類 型	利用実人員	延日数
身体障害者	4時間未満	0	0
	4時間以上	31	1,650
知的障害者	4時間未満	1	2
	4時間以上	18	450
障害児		0	0
小 計		50	2,102

(平成18年10月～平成19年3月)

地域活動支援センター事業(身体・知的)	46	2,073
小 計	46	2,073

(平成18年4月～平成19年3月)

障害児	21	748
小 計	21	748
合 計	117	4,923

## (3) ショートステイ

障害者(児)をもつ保護者が、疾病等によって一時的に障害者(児)を保護することが困難な場合に、障害者(児)を短期間保護します。

(平成18年4月～9月)



区 分	サービス類型	利用実人員	延日数
身体障害者	宿泊を伴うもの	0	0
	宿泊を伴わないもの	0	0
知的障害者	宿泊を伴うもの	17	232
	宿泊を伴わないもの	2	6
障害児	宿泊を伴うもの	7	47
	宿泊を伴わないもの	14	428
小 計		41	727

(平成18年10月～平成19年3月)

身体・知的・障害児・精神	20	410
小 計	20	410
合 計	61	1,137

#### (4) グループホーム

地域において共同生活を営む知的障害者や精神障害者に対し、日常生活上の援助を行います。

##### 知的障害者

名 称	利用実人員	延月数
滝不動グループホーム	1	6
小野ホーム	1	6
久保田ハイツ	1	6
グループホーム空	1	6
ポピア第2蔵波ホーム	1	6
ぼびあのぞみ野ホーム	1	6
夕日丘住宅	1	6
ゆうゆうすばる	4	24
ゆうゆうにじ	4	24
リーブ蔵波台ハイツ	1	6
三姫	1	6
かえで	1	1
小 計	18	103

##### 精神障害者

クローバー流山	8	39
---------	---	----

静和会 ところ荘	1	6
小 計	9	45
合 計	27	148

共同生活援助(グループホーム)(平成18年10月~平成19年3月)

滝不動グループホーム	1	3
久保田ハイツ	1	6
グループホーム空	1	6
リープ蔵波台ハイツ	2	12
クローバー流山	1	6
静和会 ところ荘	1	6
かえで	1	6
合 計	8	45

共同生活介護(ケアホーム)(平成18年10月~平成19年3月)

滝不動グループホーム	1	3
菜の花ホームズ	1	6
ぼびあホーム	2	12
桑田東	1	6
ゆうゆう すばる	4	24
ゆうゆう にじ	4	24
クローバー流山	4	24
三姫	1	6
合 計	18	105

## 2 重度心身障害者(児)医療費の助成

身体障害者手帳の1・2級、療育手帳の重度又は精神保健福祉手帳の1・2級の手帳所持者に対し、保険診療に係る医療費の一部を助成します。

### 医療費の給付状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
延人数(人)	13,531	14,965	15,734
金額(円)	207,786,005	239,074,970	253,410,266
1人当たり平均 (円)	15,356	15,976	16,106

## 3 重度身体障害者等入浴サービス事業

入浴・食事及び排せつ等の日常生活のほとんどに介助を有する重度身体障害者に対し、送迎による施設での入浴、又は移動入浴車を使っての在宅入浴を行うことにより、健康の増進と介護者

の負担の軽減を図ります（介護保険被保険者は、除きます）。なお、平成 16 年度から利用回数が月 3 回から週 1 回となりました。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用者数(人)	6	9	7
延利用回数(回)	282	280	290

#### 4 在宅心身障害者一時介護料の助成

在宅で心身障害者を介護している保護者が、疾病等の理由により在宅での介護が一時的に困難となり、介護を介護人に委託した場合、介護料及び介護証明手数料の一部を助成します。

##### 助 成 状 況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人員(人)	39	41	77
延利用回数(回)	288	270	360

